

# 令和2年度 第1回岡山県消費生活懇談会 議事概要

## 1 開催概要

### (1) 日時

令和2年8月7日（金）10時00分から12時05分

### (2) 場所

ピュアリティまきび 2階「孔雀」の間（岡山市北区下石井二丁目6-41）

### (3) 出席者

#### ア 消費者委員

榊誠司委員、中里房子委員、神崎昌子委員、中園麻由美委員、久世英一委員

#### イ 生産・流通関係者委員

吉田公子委員、同前裕一朗委員

#### ウ 学識経験者委員

大本崇委員（副会長）、岩崎充宏委員、精松裕司委員、田村久美委員、佐藤豊信委員（会長）

#### エ 教育関係者委員

岡しきぶ委員、壬生実千代委員、山部賢治委員、桑元秀明委員

#### オ 事務局（岡山県）

伊藤敦哉県民生活部長、上野和也消費生活センター所長、倉森隆くらし安全安心課長 外

## 2 開会

### (1) 岡山県県民生活部 伊藤部長 挨拶

- ・ 県内では、高齢者等へ電話した上で訪問し、キャッシュカードや預金通帳をだまし取る預貯金詐欺等が多発し、今年1月から3月上旬で被害額が昨年1年間の被害額を超え、さらに6月中旬には3億円を超えるなど、深刻な状況にある。
- ・ 第3次岡山県消費生活基本計画に基づき、消費者である県民が、自らの利益の擁護・増進のため自主的かつ合理的に選択の機会が確保され行動できるよう各種取り組みを進めているが、計画が今年度をもって期間が満了する。
- ・ 本日は、第4次岡山県消費生活基本計画（仮称）骨子案について御審議をいただくので、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたい。

### (2) 事務局報告（懇談会開催要件等）

- ・ 19名中16名の委員の参加をいただいております、懇談会規則第6条第3項に規定する開催要件を満たしている。
- ・ 本会議は「岡山県消費生活懇談会の公開に関する方針」に基づき公開するが、本日の傍聴者はいない。
- ・ 議事概要については、委員に確認いただいた後、県ホームページで公開する。
- ・ 委員改選後、初めての懇談会なので、本日出席の委員全員を紹介する。

## 3 議題

### (1) 会長、副会長の選出について

- ・ 委員の互選により、会長に佐藤委員、副会長に大本委員が選出された。

## (2) 苦情処理部会委員の指名について

- ・ 学識経験者のうちから、大本委員、岩崎委員、精松委員、田村委員、佐藤委員を会長が指名した。

## (3) 報告事項

- ア 第3次岡山県消費生活基本計画に係る施策の取組状況 <資料1>
- イ 消費生活に関する県民意識調査結果（速報版） <資料2>
- ウ 令和元年度消費生活センター事業実績の概要

会長	事務局に説明をお願いします。
事務局	この度は、基本計画骨子案という大きな案件があるので、事務局から事前に資料を送付し、事前によく内容を確認していただき、事務局の説明は割愛し、計画骨子案の方に時間を割かせていただきたい。
会長	了解した。現計画の冊子は内容を詳しく説明しているが、一般の消費者には普及版でわかりやすい形で配布するのか。
事務局	そうだ。資料として提出している「概要版」を、今回も作成する予定である。
会長	報告事項だが、重要な部分なので順番に意見をお願いします。
委員	第3次計画では大変多岐にわたる項目を取り組んでいるが、他の担当部署との計画作成の連携はどのように行っているのか。
事務局	今回の骨子を庁内の関係部署、全市町村に提示して意見をもらっている。素案については細かい事業の内容になるので、各部署と打ち合わせを行い作成する予定である。
委員	日本銀行との関係では、金融教育と消費者教育とが共同していろいろな取り組みをしていると認識している。今年度のいろいろな活動の中で来年度に向けて課題認識が明らかになってくると思われるので、本日の議論の後半にある骨子案の説明のところでその認識について教えてほしい。
委員	資料2だが、非常にわかりやすくポイントを絞ってまとめており勉強になる。ただ、18歳以上の男女2,500人が調査対象だが、それぞれの項目の中でもう少し年代別での特徴を捉えれた説明があるとよかったのではないかと思うがいかがか。あるいは年代別で分析すると課題が見えたり、どういう消費者教育が必要になってくるなどがもう少し正確になるのではないかと思うがいかがか。
事務局	これは速報版で、分析はこれから行う。年齢、性別、職業により傾

	向があると思うので、クロス集計により分析を行い、11月に素案を提示するときに調査報告書を併せて提示し、意見をいただきたいと考えている。
会 長	今の質問は大変重要なところだと思う。同じ金融被害に遭わないようにするといっても、高齢者と若い大学生・高校生の場合と実社会で働いている現役の方では理解度が違ってくるので、年齢あるいは少し理解能力が落ちた方に対してはどういう伝え方がいいのかも考えてもらいたい。消費者金融についても詳しく説明しているが、受け止める側の認知的な問題もあるので、何か少し工夫が必要。同じ内容で、分かる人には詳しく言って伝えたい方がいい場合と、少し高齢者になるとそこまですると興味を引きにくいという問題もあるので分けて説明するとか。研修会・講習会を開催しているが、講師を確保してそれぞれの現場に出て行くのも必要だが、それで全部こなせないし、その時に出て来られない方もいるので、Youtubeではないがビデオを録画しておいて、見たいときに見られるようなシステムも導入することも考えてもらいたい。いくら素晴らしい内容でも、ごく一部の人しかわからないというのでは困るので、是非その点は検討をお願いしたい。
委 員	この計画を見ているんな取り組みをしているのがよくわかり、今までよくわかってなかったことを反省している。そういった取り組みを是非、皆に行き渡って取り組まれていることが生かされるような方法ができたらと思う。消費者教育の推進についてもたくさんのことをしているので、教員の立場からしっかり推進したいと思う。
委 員	消費者教育の推進の中に小学校段階での消費者教育があるが、今年度、小学校は新しい学習指導要領が本格実施になっている。教科書も新しくなった。小学校の家庭科の中で、今まで中学校で学習していた契約についてや、消費者の役目についての辺りが小学校の学習の中に下りて来ているが、まだ教材など研究しながら小学校段階での契約や消費者としての役目の辺りを積み重ねることができるようにしないといけないと思っている。
委 員	消費者教育という言葉を読むと、近年、何々教育という言葉が中学校にどんどん投げかけられている。食育がでた頃から、何だろうそれはというところから始まり、最近では金融教育等が来て、それに加えて今回、消費者教育という言葉が中学校に入ってきているが、その辺をこなしていくのが難しい。中学校の現場の教員としてはもういっぱいのところやっているので現状だ。学力学力と言われているので、学力を付けると言われている中でしている。こういう部分はほぼ社会科と家庭科の部分になるが、契約の賢く生活していくことについては家庭科が教え、契約の法律については公民の分野で教える。公民の分野は中学3年生にならないと出てこないの、家庭科で小学校の段階で契約のことを習っても2年間空白があって3年生になって公民でそういったことが出てくるので、忘れてしまっていることが

	<p>多くなるのではないかと。そういった中で家庭科と社会科の教員の連携がうまくできるかという、中学校は教科担任制なのであまり横の連携はとりにくい感じがしている。今回の取り組みの中で、学校教育の中のいろんな何々教育を今後どう位置づけるか、どれくらい重視するかは学校の先生達の考え方になる。どう啓発するかということで、今回の資料にある教員向け消費者教育講座の受講者数があるが、先ほど言ったとおり結構いっぱいいっぱいやっている先生達が、これにどれくらい参加してくれるのかちょっと疑問がある。どちらかというに出前講座に来てもらいたい。たくさんのコーディネーターを準備してもらい、学校に入って来てもらい教員の代わりに講師をしてもらえれば助かるのではないかと。</p>
会 長	<p>出前講座という形であれば、消費者教育のために中学校としてはカリキュラム上何コマか時間を取ることが可能ということか。</p>
事務局	<p>そうだ。どの教科で授業カウントするかは内容によって違うが、社会科、家庭科、総合的な学習の中で取ると思う。学校の活動とすれば2時間かかるのであればそれで計画を立てることは可能だ。</p>
会 長	<p>そうであれば、録画を事前に撮っておいて流すという形であれば、消費者問題で全国的にわかりやすい講演をする方がいると思うので、その方に話してもらった内容をCD等に収録しておいて、それを中学校に貸し出し、時間的に可能なときに上映する方法はどうか。感想文等を書いてもらい、県で目を通し、理解度がこの程度なら次は何を少し変えた方がいいな、というフィードバックをしながらやっていくことを考えれるので検討してはどうか。</p>
委 員	<p>紙を配られただけでは使ってくれないと思うので、中学校教育研究会等の上の方から社会科部会の先生に照会してもらい、そこから下ろしていくという形の方がよいのではないかと。</p>
会 長	<p>一度、ベースになる物を作り、社会科担当の先生と県で意見交換をし修正しながら良い物を作れば、使ってもらえる可能性は十分あるということか。</p>
委 員	<p>そうだ。中学生が見て興味を引くような内容が重要かなと思う。</p>
会 長	<p>やはり聞く側が理解できる内容を作らなければならないので、中学生と同じように高齢者の方に見てもらおうと通じないこともあるので県の方で検討いただきたい。</p>
委 員	<p>成年年齢の引き下げについて高等学校は最前線にあり、今の高校1年生が3年生になったときに、3年生でも18歳になった生徒から保</p>

護者を必要としなくなる、保護されていない状況がでてくる。そういうことで戦々恐々としている。逆に言うと親が保護しなくていいという状況が出るので、今年度、県立公立の高等学校では、今の1年生が入学の時に、卒業までは面倒を見ますという同意書を取ってそういう状況に備えている。3年生で18歳になった子から大人になってしまうということで、親の承諾もなくローンが組めたり、自分で住居を自由に決められる、本当にお金を貸してくれるのか、部屋を貸してくれるのかは別として、そういうことが認められることになるので、それまでにそういう教育をしておかなければならない。家庭科の中の家庭基礎、家庭総合という高校生全員がする科目があり、3年生に持って行っていた学校は急遽カリキュラムを変えて2年生に家庭科を持ってきて対応している。教科書もあるが古い情報しかないので、とにかく知識がないということでだまされてしまうおそれがあり、知識さえあれば対応が違うと思う。先ほどの視聴覚教材は本当にありがたい話で、年々、詐欺の手口等がいろいろ新しくなっていており、スマートフォンを使ったこういうものにだまされないでねとか、だまされてしまうようになってしまいますよとか、ちょっと怖めの視聴覚教材を作成、更新してもらい、最新のものを作成してもらいたい。家庭科の授業ですれば知識の定着のためにテストまでするので、ロングホームルームでするよりは効果があると思う。先日、消費生活センターの方がアンケートをしたいということで学校に来て、そういった資料がもらえればこちらも最新のものでありがたいので是非協力していきたい。

委員

先日も、消費生活センターの、「ももたのおかいもの」という紙芝居を借りたが、すごくわかりやすく、喜んで自然に金銭教育ができると思った。今回の県民意識調査結果にもあるが、キャッシュレス決済の利用状況が、「よく利用している」、「ときどき利用している」を合わせた割合が55.8%だが、「あまり利用していない」、「全く利用していない」を合わせた割合は41.4%で、キャッシュレス決済がわからないと言う人が多い。若い人たちは有効活用しており、どんどん浸透している。年配の方は「スマホもわからないしペイペイは何だろうか」と言う。何がうれしかったかというと矢吹さん達が作成した高校生向けのキャッシュレスのDVDがすごくわかりやすいので助かった。先日、聴覚障害の方から講演を頼まれ、資料にはルビが書いてあり、ルビがあるのとないのでは理解が違うので、それを利用させてもらいすごく助かった。一つお願いだが、ものすごい早さで世の中が変わってきているので、バージョンアップを是非お願いしたい。これからマイナポイントが始まるが、キャッシュレスに乗り遅れている方には縁がないものになってしまう。せっかくマイナンバーカードと結びつける取り組みを、むだにしたらもったいないと思う。

委員

こういう消費生活関係に対して岡山県では自治会自体が全部が入っていない。各市町村において連合会的なものがあるが岡山県で一本化されることはないと思う。岡山市はきちっと連合会があって運営しているが、倉敷の場合は児島、玉島、倉敷とその地域地域でバラバラ

	<p>だ。お願いしたいのは、こういった問題があったときに、我々はほとんど知らないしわからない。消費生活基本計画ができて末端の地域の人は全然知らない。各地域においては講演会や講習会をし、消費生活に関しては警察や岡山市を通じて打ち合わせの会を設けているが、全体でやる会はない。岡山県の中に安全安心ネットワークという組織がある。それを使っていけば我々全体に繋がると思う。岡山市の場合は今回の意識調査のアンケートを採ることについても、前もって我々の自治会連合会に相談があってから各町内会に回している。各市町村にも連絡ができるので、安全安心ネットワークを上手に使えばよいのではないか。組織を作れば維持費がかかる。岡山市がしている自主防災については作るときにはお金がもらえるが、作った後の維持費は全然ないので、これだと作れない。できれば既存の組織でやっていく形、資料P 17に県内の協議会設置状況があるが、こういったものを作らなくても安全安心ネットワークの中に入れてしまえばよいと思うので検討をお願いします。</p>
会 長	<p>情報を末端までどう効率良く伝えていくかは重要なことだと思うが、どう戦略的に考えているのか。</p>
事務局	<p>地域における見守りネットワークの構築だが、新たな組織を必ずしも作るということではなく、安全安心ネットワーク等の既存のネットワーク中に市町村の消費相談部門や県の消費生活センター等を入れて既存のネットワークを使うことが一番簡単な方法だと思っているので、既存のものを使って効率的にできればと考えている。</p>
会 長	<p>是非、大事な項目として検討いただきたい。私は懇談会に関わって5年目だが、どの組織を使って伝えれば一番県民の隅々まで伝わるかということはこの場で議論した経験がないので、そこまでやって初めて素晴らしい内容を作ったものが県民の皆に伝わることになる。先ほど言われたとおり、新しい組織はなかなか難しいと思うので、現在ある組織をうまく動かしながら末端の県民皆に伝わることを検討いただきたい。ネット難民はどちらかというところ社会的弱者であったり高齢者の方であったりしてなかなか捕捉しにくい現状もあり、地元で旧来からある組織は人間関係も良くわかっているので、それをうまく機能させるということは大事だと思うので検討いただきたい。</p>
委 員	<p>私の地域では医師会と協力して夜間診療の電話番号が書いてある案内のシールを各町内の全部に配っている。消費生活においても、独居老人等の困った人に対してもわかるように、できればそういった電話のそばに貼れる連絡先を書いたシールがあれば役に立つ。今の状態では誰か困ったことが起きてもどこに電話していいかわからない状況が多いので、できれば地域としてはそういった形でしてもらえば助かるので検討いただきたい。</p>
委 員	<p>岡山県青年団協議会だが、5～10年前までは人もいて金融広報ア</p>

	<p>ドバイザーの研修や消費者の研修会を年に2、3回開催していたが、最近では集まることも難しく研修会はできていない。平成の大合併で青年団もバラバラになってしまい、青年同士のつながりや、青年団という団体にこだわらずに、地元の青年と関わる活動をしており、こういうせっかく良い派遣制度があるので後々また活動できるようにしたい。</p>
<p>委員</p>	<p>NPO法人津山市消費生活モニター連絡会だが、消費者啓発セミナーボランティア講師を受けており、年に何回か県から連絡を受けて派遣しているが、回数も減少しているし、講師として話す内容も事例も変わっていくので研修の場を増やして欲しいと思う。先ほどの話にあったが、地域の問題をすくい上げていくというか、見つけていくのは、やはり地域のネットワークの構築が大事だと思うが、既存のネットワークが地域にあるので、そこに一緒になってしていくという制度にした方が良いのではないかと。福祉の地域の集まりがあると思うので、そこに消費生活に係る人も組み込んでいく制度設計した方が協同して取り組むより良いのではないかと。私は消費生活相談員をした経験があるが、辞めてから何年も経つとキャッシュレス決済のこととか何もわからない状況だ。どの年代に対しても新しい消費者教育が必要だと思う。特に成年年齢が下がるということで、先日、高校卒業して一人暮らしを始めた未成年者がいたが、スマホのメルカリでお金を使わなくても取引ができてしまい、物が届いてお金が払えないのでどうしようということが起きてしまった。その時にどう対応しようかと周りの大人自体が戸惑ってしまうこともあるので、未成年者自体への啓発と未成年を取り巻く親世代の方にも教育が必要ではないかと思っている。</p>
<p>委員</p>	<p>消費生活問題研究協議会だが、詐欺にだまされないということ呼びかける現場が一番近いところにいる。いろんなイベントやスーパーの人が多いところに行って、「だまされないで。」とずっと呼びかけている。中学生向けだが、中学3年生の授業として年に1回はスマホの勉強会もしている。それぞれにいろんな役割があると思うが、手をつないでやっていければと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>前回の懇談会で、県民意識調査結果をいかに県の基本計画や施策に反映させて問題解決をしていくのか、それができないのであれば県民意識調査をする意味が無いのではないかと議論があった。そういう視点から今回の資料2にある調査結果の速報版を見てみると、例えば2ページの下の方の情報提供の結果では、重要だと考える情報について、悪質な事業者や手口についての注意喚起がトップになっていて、有効な情報提供手段がテレビが圧倒的に多いという結果になっている。この結果を施策にしっかりと反映させていくことが大切だと感じた。もちろん今までの計画の中でもこういう情報提供をこういう広報媒体を使っていくという事は出ており、今回の県消費生活センターの報告書の最後の50ページにテレビによる消費者啓発が書いてあるが、年間4回ということなので、今後はこういう調査結果が反映さ</p>

れば効果があると感じた。

#### (4) 協議事項

##### ア 第4次岡山県消費生活基本計画（仮称）骨子案 <資料3>

会 長	次の協議事項と関係があるので、少し時間を取って皆さんの理解している状況、それに対する意見等を個別聞かせてもらった。貴重なご意見をいただいたので、それをベースに次の協議事項に移りたいと思う。骨子案について事務局の方で説明をお願いしたい。
事務局	【資料3】により基本計画（仮称）骨子案について説明 ・岡山県消費生活基本計画の説明 ・現在（第3次）の消費生活基本計画の説明 ・策定スケジュール ・第4次計画の骨子案（策定する理由、構成、記述の方向性）など
会 長	順番だが、1から順番にあれば、1番目が重要だと思うが、この順番でよいのか。またエシカル消費という言葉が入っているがあまり馴染みがない。エシカル消費というものは一般の方々の中で共通認識として理解されているのかどうか。安全安心な消費というのとエシカル消費は何が違うのか。
事務局	エシカル消費というのは、カッコの中にあるように倫理的消費ということで、一般的によく言われるのが環境に優しい物を選びましょう、災害が起きたら被災地の物を買って被災者を助けましょう、障害がある方々が作った物を買いましょうという倫理的な消費ということなので、言葉としてどれだけ浸透しているのかということには確かにあるが、今回あえて「エシカル消費」という言葉を使っている。国の計画においても使われており、エシカル消費の内容を言葉と共に普及させたいという思いもあり、あえて使った。なお、県民意識調査では、日頃の消費生活でエシカル消費を行っているという人は13.5%にとどまっているので、どんどん普及させていきたい。
会 長	例えば、基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援のところ、エシカル消費の普及啓発が①で、②に「もったいない」運動の推進なので、大きく内容が重なっているのではないか。もしも新しい概念の言葉を入れるのであれば、その概念の定義をきちんと説明して、それと重なっているものがあれば、その重なっているものを削らなければならない気がする。それから基本目標Ⅰ 消費者被害の防止で①から⑦まで書いているが、⑦消費者の権利擁護、これは全てに絡んでいるような気もする。もう少し言葉の整理がないと、①②ということは①と②では目的とする内容が違うから①②になっている訳で、同じような内容のものが被ってくるということはあまりよくないのではないか。読む側の県民の方達がむしろ混乱するのではないか。そういう意

	味でこの大きな柱立ての言葉は大きな概念を含んだ言葉になってくるので、そこの整理をきちんとして項目として立てていかないと混乱するのではないかと。若干整理不足ではないかと思うがどうか。
事務局	そこについては持ち帰って検討したい。なお消費者の権利擁護については、救済制度の話なので少し色合いが違うので分けている。基本的には前計画の骨組みをそのまま生かしたまま今回作っているの、先生の今のご意見を踏まえて検討したい。
会長	権利擁護は救済がメインの意味なら、消費者の救済といった方が明確に伝わると思うので、その辺の検討が必要だと思う。それとエンカル消費だが、この一覧表を渡すときに新しい概念として使うのであれば、欄外に脚注の形で説明を入れることが必要ではないか。何年か経てば県民の皆さん一般的なキーワードとして理解できるが、移行期間については脚注のような工夫をして欲しいと思うがいかがか。
事務局	現在の計画でも新しい言葉やわかりにくい言葉にはコラムとして欄を作って説明しているので、そのような形で説明を加えたい。
会長	コラムでもよいが、出てきたところ、特にこの全部の計画をまとめた重要な表などには、その表の下とかには念のため入れた方がよいと思うので検討いただきたい。
委員	基本目標Ⅰ④に障害のある人の支援ネットワーク構築の促進が入ったのは素晴らしいことだと思う。先程から話があるが、新しいネットワークの構築は大変困難なことなので、理念、目標として設置することを謳うのはよいが、実効性があるものにするには、今ある高齢者や地域のネットワークと連動する形のものにしていただきたい。
事務局	了解した。考慮させていただく。
会長	この施策体系の項目立てはこれでいいし、この中に今言われた視点の説明を入れる必要はなく、これはあくまでもうったてを示しているものであって、これを次に実行する段階においては先程の質問のようなものを反映させるという形にした方がよいと思う。そうしないと全部入れたらわかりにくくなってしまっているので、答弁としてはそのように理解させていただいた方がよいと思う。
委員	この向こう5年間の大きな変化や当面の問題を考えると、成年年齢の引き下げによって生じる問題は近年では経験したことのないものが起きてくると思うので、そこに力を注ぐという意味で優先的な課題だと思う。最近だが、成人後間もない人、若い人が経済力は無いが消費者トラブルに巻き込まれている。多くの被害は自分のお金ではなく借金をさせられている。消費者金融を回させてお金の作らせということが起きていて、そういう手口、学生の間でのネットワークとかで、

	<p>その辺りがひどくなると思うので、そこの手当を意識しておく必要があるのではないか。また高齢者見守りで多くの意見が出ているが、やはり深刻な問題で、どう捕捉していくかということを実体的に進めていかないといけない。今まで従前にあるネットワークを利用する件で、包括支援センターという地域の在宅高齢者を見守っている人たちは、かなりすごく良く見守りをされている。その人達の助けが必要になってくるが、高齢者の見守りだけで結構大変なので、負担になってはいけないと思うので補っていくことが必要ではないか。</p>
委員	<p>市場の職を扱っている立場から基本目標V 安全・安心な商品・サービスの確保は非常に大事な部分だと思う。我々には当然大きな責任、義務を持っている。具体的にここで聞いてよいのかわからないが、資料1の4ページの施策HACCP（ハサップ）だが、食品衛生法が2020年に改正され全ての食品事業者が一般衛生管理に加えてHACCP衛生管理が実施されるよう大きく変わった。HACCPの考え方は施設や機械設備だけではなく食品の安全性を確保、管理するマニュアルの作成の実行管理が必要だ。4ページの中では、食品等事業者におけるHACCP導入率がR2計画では100%になっているが今後どう取り組むのか。我々市場の中の卸、仲卸には手引き書ができていますが小売店にはなかなか安全性に対してHACCPが浸透していない。HACCPの導入について、第4次計画に向けてどのように取り組んでいこうとしているのかわかれば教えて欲しい。</p>
事務局	<p>どういうふうな今後の進め方になるかは、生活衛生課と協議してから回答したい。</p>
会長	<p>HACCPの問題は、基本目標Vの1①から③を全部含めればHACCPの取り組みもうとしていることを包括している。考え方としてはこれに入っているが、HACCPという言葉を入れて欲しいということか。</p>
委員	<p>卸、仲卸には全国の生産団体が作成した手引き書を頂いて実行に取り組んでいるが、一般の小売屋さんにはHACCP対応の食の安全性という概念そのものがなかなかないので、令和2年で導入率100%にすると計画を立てており、相当強い意識があると思うので、そこがわかればと思い尋ねた。</p>
会長	<p>①生産段階及び②製造段階から販売、③消費段階での食の安全確保という意味では、トータルではHACCPが入っているが。</p>
委員	<p>今年、一般的な衛生管理ではなく、HACCPに沿った衛生管理をしなさいと食品衛生法が改正されたので。</p>
会長	<p>県としては、うったての項目の施策体系の中には安全・安心のことを入れておいて、もう少し文章としての説明体系の中では当然HAC</p>

	CPのことを入れて説明するという理解でよいか。
事務局	その予定にしている。
会長	大事なことなので、そちらの方に入れていただきたい。
委員	食品衛生法が改正されたので、できれば研修会を頻繁に開催して浸透させて欲しい。
会長	運用においては適切に対応していくことは当然なので、業界の方と協力して実施してもらえればと思う。 基本計画の体系としてはこれでよろしいでしょうか。何か質問はありますか。
委員	今回の基本目標はどれも大事だが、より消費者にとって一番喫緊な話を基本目標の上位に上げた変更は大変意欲的でいいと思う。先程から話があるが、消費者教育の推進では非常に期待が大きいと思われる。成年年齢の引き下げに対応したもの等を含めて期待が大きいと思う。そういう中で消費生活センター等の具体的な事例を持っている方々の果たす役割はこれから益々高まると思う。これだけたくさん項目がある中で気になるのが、これに対応できるだけの体制の整備だ。今いろんなことに対応する中で、今の消費者行政の体制で対応できるのかが心配で気になる点である。体制の強化については課題にならないのか。
会長	基本計画で挙げた体系を全てをスムーズに動かすために運用の体制、マンパワーを含めてどのように考えているか。
事務局	資料1の3ページ以降に各担当部署名を入れているが、消費者施策というのは全ての部局にまたがっていて、それぞれの部局の中でできることをできる限りやるという体制を作っているのだから、引き続き今の体制でできる限りのことをやれればと思っている。
会長	この基本計画をやらなければならないという状況だが、マンパワーの問題と財政的な問題があるので、そこは知恵を使ってどうクリアできるのかということを考えないといけない。CD等について県のホームページの中でビデオを作成してアクセスすれば見るとか、中学生や高校生が被害を受けたというものでも、そこにアクセスして見ることができれば情報を仕入れて資料を自分なりに勉強できる等、そういうことに工夫を凝らしてもらいたい。できるだけ問題を克服していかなければならないと思う。
委員	エシカル消費だが、最近スーパーでも岡山県産とかのコーナーがあるが、地産地消もエシカル消費に含まれるのか。

事務局	地産地消は、例えばよそから持ってくるコストや、トラックで運べば環境問題も関わってくるので、まさにエシカル消費の一つになる。
委員	このアンケートの間8に、エシカル消費と地産地消の項目があるので、それを合わせると数値が変わってくるのではないかと気になった。
会長	エシカル消費の定義はあるのか。
事務局	定義はある。
会長	<p>新しい言葉なので、言葉はいろんな意味の概念を含んでいるので、新しく使うのであれば、このような概念として使うということを明確にして使った方がよい。人それぞれがエシカル消費の概念が違くと混乱すると思う。</p> <p>では、骨子案については本日の委員の皆さんからの御意見と、本日欠席の委員には、別途、書面にて事務局から意見照会した結果を、次の素案づくりに生かしてもらうこととする。</p> <p>本日の議題は以上である。</p>

#### 4 閉会（事務局）

- ・ 本日骨子案の審議をいただいた第4次岡山県消費生活基本計画（仮称）骨子案の変更手続きについては、第2回目の懇談会（11月頃）に素案を、第3回目の懇談会（来年2月頃）に計画案をそれぞれ審議していただく予定であり、別途案内するのでよろしく願います。